

無線従事者規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）

（傍線部分は改正部分）

(免許の申請)	現行
(免許の申請)	(免許の申請)
<p>第四十六条 免許を受けようとする者は、別表第一号様式の申請書に次に掲げる書類を添えて、総務大臣又は総合通信局長に提出しなければならない。ただし、無線従事者の免許を受けていた者が、当該免許を取り消された後に再免許の申請を行うときは、第一号（その後氏名に変更を生じた場合を除く。）及び第四号から第六号までの書類の添付を要しない。</p> <p>（略）</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>（免許証の交付）</p> <p>第四十七条 総務大臣又は総合通信局長は、免許を与えたときは、別表第十三号様式の免許証を交付する。</p> <p>2) 前項の規定により免許証の交付を受けた者は、無線設備の操作に関する知識及び技術の向上を図るように努めなければならない。</p>	<p>〔新設〕</p> <p>〔同上〕</p>
<p>第四十八条 削除</p>	<p>〔同上〕</p>
<p>第四十九条 削除</p>	<p>〔同上〕</p>